

令和8年度創業者応援マルシェ（仮称）企画運営委託事業 仕様書

1 委託業務名

令和8年度創業者応援マルシェ（仮称）企画運営委託事業

2 委託業務の目的

創業間もない事業者や起業を目指す者等へテストマーケティングの場を提供し、事業者コミュニティの形成及び万代庁舎のにぎわい創出を図ることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

4 催事の概要

(1) 開催日時

- ・回数：期間中、2か月に1回以上、月2回以下
合計 6回以上24回以下
- ・時間：開庁日の8：30から18：15までを基本とし、随時委託者との協議による。
- ・準備・撤収時間を含め上記時間内での開催とする。

(2) 開催場所

- 「徳島県万代庁舎」
徳島県徳島市万代町1丁目1番地
- ・別紙（庁舎図）に示す場所に限る。

(3) 出店規模

- 各回4店舗以上を確保すること。
- ・うち、出店者に占める創業5年以内程度の事業者を50%以上とすること。
 - ・委託者の把握する創業者一覧（県あったかビジネス認定事業者等）は提供可能とする。
 - ・同一事業者は連続して出店できないこととする。
（受託者自身が出店する場合を除く。）
 - ・特定地域からの出店の偏りを避けること。
（地域毎にテーマを設定した場合の開催は可）

5 委託業務の内容

本委託で実施する業務は、次の(1)～(7)とする。

なお、業務の実施に当たっては、委託者と十分に協議・調整すること。

(1) 実施スケジュールの作成

- ・委託期間中の効果的なマルシェ開催に資する年間業務計画書を作成すること。
- ・各回の開催ごとに、搬入・設営から運営、撤収までの詳細なタイムスケジュール、会場レイアウト図、出店者一覧表を含む個別実施計画書を作成すること。

(2) 出店者調整

出店者の公募・選考、県庁各課の推薦する出店事業者との調整をすること。

○出店対象者

- ・新規創業者、起業希望者、新商品テスト希望者、学生、県庁各課推薦者
- ・キッチンカーについては、「移動店舗としての実体があること」「許可の必要な食品を取り扱う場合は、徳島県の自動車による飲食店営業許可を有していること」が条件

○出店を認めない例

- ・祭事、縁日等における露店営業を主たる業とする者（キッチンカーを除く）
- ・既製品（仕入れ品）の転売のみを目的とし、自らの企画・製造に関与していない者
- ・公序良俗に反する営業、または政治・宗教活動を目的とする者
- ・暴力団等、反社会的勢力との関わりがある団体・個人等

(3) 会場設営

会場レイアウト図を作成し、委託者及び庁舎管理担当課と必要な調整をすること。

（会場レイアウト、搬入車両、設営・撤去時間等）

- ・展示物等の移動は極力行わないこととし、移動する場合は事前に庁舎管理担当課と協議すること。
- ・事前に委託者を通じて構内一時使用申請書を庁舎管理担当課に提出すること。
- ・使用するテント、テーブル等の備品は出店者各自の持込みとする。
（委託者の所有するテント（2m×2m）4張りは貸出し可能）
- ・のぼり等を設置する場合は、ポールスタンドは不可とし、テント支柱等に固定し、転倒防止策を講じるとともに庁舎管理担当課の指示に従うこと。

(4) 当日の運営

出店者受付、事故防止対策、ゴミ処理、原状復帰等

- ・販売物の食品表示に関して、別紙（食品表示のセルフチェックシート等）を確認の上、委託者へ提出すること。
- ・屋外で開催する場合に限り、警備員等を配置し、事故防止体制を確保すること。屋内（ロビー等）開催のみの場合は原則として配置を要しない。
ただし、受託者の責任において安全な来庁者動線を確保すること。
- ・警備員等は、別紙（庁舎図）に示す場所にマルシェの準備開始時刻から撤収完了時刻まで配置すること。
- ・終了後は、原状復帰し庁舎管理担当課の確認を受けること。

(5) 広報

広く県民に周知するため効果的な広報を実施すること。

(6) マルシェのアンケート実施

- ・出店者及び利用者が容易に回答できるアンケート（5問程度）を実施し、結果を委託者に提出すること。
- ・アンケート内容は委託者と協議の上決めること。

(7) 運営上の留意事項

ア 連携及び調整

- ・ マルシェ開催の年間業務計画決定後、県庁各課が実施する各種イベント等との連携開催申し出があった場合、担当課と協議し、出店スペースの確保など柔軟に対応すること。
- ・ 委託者のやむを得ない業務等で開催場所が使用不可となった場合は、委託者の使用を優先する。

イ 費用及び設備

- ・ 庁舎使用料は無料とする。
- ・ 出店者の出店料は原則無料とする。
- ・ やむを得ず出店料を徴収する場合は、警備員等配置に係る経費やゴミ処理費用等の必要最低限とし、根拠資料を委託者へ提示の上、事前に協議すること。
- ・ 発電機の使用は屋外のみとし、設置場所や配線については来庁者の安全に配慮するとともに、庁舎管理担当課の指示に従うこと。

ウ 調理器具の使用及び禁止事項

- ・ 火気（ガスコンロ、炭火等の裸火）の使用は、キッチンカーを除き、原則禁止とする。
- ・ 出店において調理を行う場合は、IHクッキングヒーターやホットプレート等の電気調理器具のみ使用可能とする。
- ・ 調理等を行う際は、大量の煙や強い臭気を発生し、来庁者や庁舎業務に支障を及ぼすことがないように十分配慮すること。
- ・ 使用する調理器具の消費電力が許容容量を超えないよう、事前に受託者が各出店者の使用状況を把握し、委託者及び庁舎管理担当課と協議すること。
- ・ アルコールの販売は可能とするが、会場内での飲酒（試飲含む）は不可とする。

エ 安全管理及び危機管理

- ・ 屋外出店時は警備員等を配置し、事故防止に努めること。
- ・ 点字ブロック上の動線は、什器や備品等で塞がないよう徹底すること。
- ・ 気象警報発令時の中止判断など、雨天時における開催可否の判断基準を明確にすること。

オ 法令遵守

- ・ 消防法、労働安全衛生法、食品衛生関係諸法規等の関係法令を遵守し、受託者の責任のもと安全な運営に努めること。
- ・ 食品販売を行う場合は、受託者は出店者に対し、食品衛生法に基づく許可等を確認させるとともに食品表示法に基づき適正な表示を行うよう求めること。また、出店者が県から両法に基づく指導を受けた際は、受託者は当該出店者に対し、県の指導に従い誠実に対応するよう求めること。

6 成果物、提出期限及び納品場所

(1) 成果物及び提出期限

マルシェ実施報告書 一式

(2) 提出期限

令和9年3月31日（水）

(3) 納品場所

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
徳島県経済産業部企業支援課 創業・経営支援担当

7 成果物等についての留意事項

- (1) 受託者は、成果物及びその構成素材に含まれる全てのものについて、納品前に必ず第三者の著作権その他の権利について交渉・処理を行うこと。
- (2) 本業務実施に伴う成果物及び成果物に使用するため作成した全てのもの（原稿及び写真、データ等）の著作権（著作権法第21条から第28条に定める権利を含む。）は、委託者に帰属し、本業務終了後においても委託者が自由に無償で使用できるものとする。なお、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。

8 成果物に対する責任の範囲

- (1) 受託者は、本業務終了後においても、成果物に瑕疵が発見された場合には、速やかに委託者の指示に基づき、成果物の訂正を実施しなければならない。
なお、これらに要する費用は、受託者の負担とする。
- (2) 成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより、当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受託者は発注者に生じた損害を賠償しなければならない。

9 業務実施に当たっての留意事項

(1) 業務実施体制

受託者は、業務の運営体制を明確にし、業務を適切に実施するために必要な経験を有するスタッフを配置すること。

(2) 業務計画

受託者は、契約締結後速やかに、5(1)に基づく「年間業務計画書」を提出し、委託者の承認を得ること。

また、各回のマルシェ開催に当たっては、5(1)に基づく「個別実施計画書」を開催日の2週間前までに提出し、委託者及び庁舎管理担当課の確認を受けること。

計画に変更が生じる場合は、速やかに委託者と協議し、最新の計画書を提出すること。

(3) 本業務に係る委託者との打合せ

本業務の趣旨を熟知し、業務実施期間中においては、委託者と緊密に連絡を取りながら進め、その指示及び監督を受けなければならない。

(4) 再委託について

業務の一部又は全部を、他の法人等に再委託することは原則禁止する。

ただし、専門性等から一部を受託者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待できるときは、委託者と協議し、承認を得ること。

(5) 秘密の保持

ア 受託者は、業務遂行上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

イ 本業務の遂行に当たり収集した情報については、機密保持に努めるとともに、施錠の徹底や電子データのパスワード設定など、万全なセキュリティ対策を講じなければならない。

ウ 本業務の遂行に伴い取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有する個人情報の適正な管理のため、「個人情報の保護に関する法律」および「徳島県個人情報の保護に関する法律施行条例」の規定により、必要な措置を講じなければならない。

(6) その他

仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議して決定すること。